

兵庫県公報

平成22年12月6日 月曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | |
|--------------------------------|-----|
| 人事委員会規則 | ページ |
| ○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 | 1 |

公布された法令のあらまし

●職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第7号）

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、人事委員会規則で定めることとされている事項について、所要の改正を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月6日

兵庫県人事委員会

委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第7号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

- 21 条例附則第39項の規定の適用により、条例附則第27項に規定する役職加算割合から一定の割合を減じて得た割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 22 条例附則第44項の人事委員会規則で定める基準は、第37条第19項から第21項までの規定を準用する。この場合において、同条第19項中「第22項又は第23項」とあるのは、「附則第23項又は第24項」と読み替えるものとする。
- 23 平成22年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。
 - (1) 勤務成績が特に優秀な職員及び優秀な職員 100分の63.5超100分の130以下(管理職手当を受ける職員(条例第25条第2項に規定する特定幹部職員(以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。)を除く。)にあっては100分の62超100分の130以下、特定幹部職員にあっては100分の82超100分の170以下)
 - (2) 勤務成績が良好な職員 100分の63.5(管理職手当を受ける職員(特定幹部職員を除く。)にあっては100分の62、特定幹部職員にあっては100分の82)
 - (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の63.5未満(管理職手当を受ける職員(特定幹部職員を除く。)にあっては100分の62未満、特定幹部職員にあっては100分の82未満)
- 24 平成22年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。
 - (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の30超(特定幹部職員にあっては、100分の40超)
 - (2) 勤務成績が良好な職員 100分の30(特定幹部職員にあっては、100分の40)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の30未満（特定幹部職員にあつては、100分の40未満）

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

20 条例附則第36項の規定の適用により、条例附則第26項に規定する役職加算割合から一定の割合を減じて得た割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

21 条例附則第40項の人事委員会規則で定める基準は、第43条第19項から第21項までの規定を準用する。この場合において、同条第19項中「第22項又は第23項」とあるのは、「附則第22項又は第23項」と読み替えるものとする。

22 平成22年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、知事又は県教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務成績が特に優秀な職員及び優秀な職員 100分の63.5超100分の130以下（学長等にあつては100分の70超100分の150以下、管理職手当を受ける職員（条例第28条第2項に規定する特定幹部職員（以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。）を除く。）にあつては100分の62超100分の130以下、特定幹部職員にあつては100分の82超100分の170以下）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の63.5（学長等にあつては100分の70、管理職手当を受ける職員（特定幹部職員を除く。）にあつては100分の62、特定幹部職員にあつては100分の82）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の63.5未満（学長等にあつては100分の70未満、管理職手当を受ける職員（特定幹部職員を除く。）にあつては100分の62未満、特定幹部職員にあつては100分の82未満）

23 平成22年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、知事又は県教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の30超（特定幹部職員にあつては、100分の40超）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の30（特定幹部職員にあつては、100分の40）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の30未満（特定幹部職員にあつては、100分の40未満）

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「あつて」を「あつて」に改める。

第4条の見出し中「の特例」を削り、同条第1項を次のように改める。

一般の派遣職員（条例第4条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料（教職調整額及び給料の調整額を含む。以下この項において同じ。）及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第4条中第6項を第9項とし、第5項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があってはならないものとする。

第4条第4項中「前3項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下この項において「職員給与条例」という。）第12条第1項又は公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号。以下この項において「教員給与条例」という。）第12条第1項の規定により標準号給数（職員給与条例第12条第2項又は教員給与条例第12条第2項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号。以下「職員給与規則」という。）第37条第22項第2号又は公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号。以下「教員給与規則」という。）第43条第22項第2号に掲げる職員であるものとする。

第5条第1項中「職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）」を「職員給与規則」に、「公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）」を「教員給与規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第39号。以下「改正条例」という。）附則第10項の人事委員会規則で定める職員は、改正条例の施行の日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認める職員とする。

3 前項に該当する職員の給与は、人事委員会が適当と認める日を当該職員の派遣の日とみなして、第3条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第4条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。

（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

4 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「平成23年3月31日」を「平成22年11月30日」に改める。